

<資料1>

食のクロスオーバー交流事業業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「食のクロスオーバー交流事業業務委託」（以下「本業務」という。）に係る業務委託候補者を選定する企画提案競技に関して、必要な事項を定めるものである。

1 本業務の概要

- (1) 業務件名及び数量
食のクロスオーバー交流事業に係る業務 一式
- (2) 委託期間
契約締結日から令和9年2月26日まで
- (3) 募集する企画提案の内容
<資料2>食のクロスオーバー交流事業業務委託仕様書のとおり
- (4) 委託額の上限
2,024,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 実施スケジュール

- | | | |
|---------------------|---------------------|--------|
| (1) 企画提案競技の参加者の公募開始 | 令和8年 6月 9日 (火) | |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和8年 6月11日 (木) | 午後3時まで |
| (3) 上記質問に対する回答 | 令和8年 6月15日 (月) | |
| (4) 参加資格確認申請書の受付 | 令和8年 6月17日 (水) | 午後3時まで |
| (5) 参加資格確認結果の通知 | 令和8年 6月19日 (金) | |
| (6) 企画提案書の受付 | 令和8年 6月29日 (月) | 午後3時まで |
| (7) 企画提案審査委員会（書面審査） | 令和8年 7月 7日 (火) (予定) | |
| (8) 企画提案書審査結果の通知 | 令和8年 7月10日 (金) (予定) | |
| (9) 契約締結・業務開始 | 令和8年 7月中旬 (予定) | |

3 参加資格に関する事項

参加者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者であり、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

[参加資格の要件]

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。

- (3) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者の選定をする日までの間に、県からの受注業務に関して指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 秋田県暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (5) 本業務の実施体制が適正に確保されている、又は事業開始までに確実に確保される見込みであり、過去5年間のうちに本業務と類似する業務（国・自治体・公的機関が主催するイベント、交流会、又は各種セミナー等の企画運営業務等）について、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に日本語で迅速かつ適切な対応ができる体制を整えていること。

4 企画提案競技手続き等に関する事項

(1) 担当課

秋田県観光文化スポーツ部県産品振興課 食品工業チーム

住所：〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号（秋田県庁第二庁舎6階）

電話：018-860-2224

E-Mail：shokusan@pref.akita.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

応募に必要な書類は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ（コンペ情報）」及び「県産品振興課」に掲載する。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

ア 受付期間：令和8年 6月11日（木） 午後3時まで

イ 提出方法：【様式1号】質問票に簡潔に記入の上、電子メールで提出すること。

ウ 回答方法：質問及び回答の内容を秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

(4) 参加資格の確認

ア 提出書類：【様式2号】企画提案競技参加資格確認申請書、【様式3号】会社概要・類似業務受託実績

イ 提出期限：令和8年 6月17日（水） 午後3時まで。

ウ 確認結果：電子メールで通知する。

(5) 審査書類の作成及び提出

ア 提出書類

① 企画提案書

様式は任意のもので構いません。サイズはA4判とし、仕様書の項目を網羅した上で、10ページ以内（表紙・裏表紙除く）で作成してください。

② 見積書

企画提案書の事業を実施するための費用と積算根拠を明らかにした見積書を、会社所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入し提出してください。また、下部に事業責任者、担当者、電話番号及びメールアドレスを記入してください。なお、見積額が上記1（4）に記載の委託額の上限を上回った場合は、審査の対象としません。

③ 「賃金水準の向上」に関する加点措置（希望する場合のみ）

希望する場合は、次の表をもとに区分と給与提出資料を選択し、必要となる資料を1部提出してください。（賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合のみ）

＜賃金水準（給与額）の算出方法＞

- ・役員及び従業員の一人当たりの平均給与額、または役員を除く従業員の一人当たりの平均給与額の対前年増加率とします。
- ・税務申告で提出した所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」による算出を基本としますが秋田県外の事業者等においては、秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として算出することも可能です。

区分		提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	役員及び従業員が対象	※1 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	※2 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	※3 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	※4 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

- ※1 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分「(A) 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較すること。
- ※2 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として※1に準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較すること。
- ※3 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分「(A) 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較すること。
- ※4 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として※3に準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較すること。

④ 女性の活躍推進に関する取組を評価する次の資料（※女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合のみ）

区分	提出書類
※1 一般事業主行動計画の策定・届出 (従業員数100人以下の企業に限る。)	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
※2 えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)	労働局長が交付する認定通知書の写し
※3 秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し(写真可)

- ※1 「一般事業主行動計画の策定・届出」は従業員100人以下の企業が加点対象です。
- ※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は令和4年5月から県が認定する制度で、主な要件は、え

るぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としています。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとします

※3 「秋田県知事表彰」は、「女性活躍・両立支援企業表彰」、「女性の活躍推進企業表彰」、「子ども・子育て支援知事表彰」、「男女共同参画社会づくり表彰」とします。

イ 提出先 上記4（1）に同じ

ウ 提出部数 6部及び電子データ（PDFファイル）

エ 提出期限 令和8年 6月29日（月） 午後3時（必着）

オ 留意事項

- ① 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。また、提出期限までに提出しない参加資格者は、辞退したものとみなします。
- ② 提出できる企画提案書は、1参加者1案とします。
- ③ 提出書類は差し換えや撤回することはできません。

5 受託候補者の審査方法等に関する事項

（1）企画提案競技の審査方法

県が設置する「食のクロスオーバー交流事業業務委託企画提案審査委員会」において、提出された提案書等の書類に基づいて書面審査を行う（プレゼンテーションは実施しない）。

（2）受託候補者の決定

審査委員の評価点の合計が最も高い第1順位の者を委託候補者として選定する。ただし、総合評価点の合計が満点の6割に満たない場合、受託候補者として選定しないことがある。また、第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

（3）審査結果の通知

審査の結果については、参加事業者全員に通知するとともに、ホームページで公表する。また、公表する内容については、次のとおりとする。

- ア 提案書を提出した事業者数
- イ 最優秀提案者の名称、所在地及び代表者名
- ウ 最優秀提案者の得点

6 審査項目、審査の視点及び配点

（1）理解度・企画力・発信力（40点）

- ・本事業の趣旨・目的を十分理解し、仕様書に従った提案となっているか。
- ・参加事業者の競争力強化や意欲向上に資する提案がなされているか。
- ・参加者同士の連携を促進する提案がなされているか。
- ・より多くの参加者が見込める効果的な公報・PRの提案がなされているか。

（2）業務運営体制（40点）

- ・提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な組織体制が整っているか。

- ・過去の実績はどうか。
 - ・県とのスムーズな進捗共有・連絡体制が考慮されているか。
- (3) 経済性・見積の妥当性（10点）
- ・積算が妥当であり、提案内容との整合性がとれているか。
- (4) 賃金水準の向上（5点）
- ・「賃金水準の向上」に関する取組宣言及び客観的な証明書類の提出状況を評価する。
- (5) 女性の活躍推進（5点）
- ・「女性の活躍推進」に関する各種認定（えるぼし等）の取得状況や取組水準を評価する。

7 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否：要
- (2) 契約保証金：秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）に基づき判断する。
- (3) 企画提案書等との関係：企画提案書に記載された事項は契約仕様書の一部として扱う。ただし、業務目的のより効果的な達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により、契約締結段階において内容の追加、変更、又は削除を行うことがある。

8 公正な企画提案競技の確保

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を禁止する。
- (2) 競争を制限する目的で他の参加者といかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成すること。

9 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案に要する費用は、全て参加者の自己負担とする。